

中国における著作権法第三回改正の解説：経緯，内容，課題

劉 斌斌^(*)

近年の中国では、著作権産業において、国民経済の比重や全体規模等が拡大すると同時に著作権侵害が氾濫し、著作権保護は未曾有の衝撃に直面している。第一回、第二回改正と違って、第三回著作権法の改正は、このような背景の下で、初めて国情に立脚する主動的な作業を行なった。本稿は、中国著作権法改正の経緯の考察を踏まえ、第三回著作権法改正の主な内容を詳しく分析し、残された問題点を取り上げ、中国における著作権法第三回改正の全体像に関する考察を明らかにすると同時に、改正法が産業や実務等に与えた影響について、裁判の動き、判例の検討及び指導的な判例の発表等にも注目し続けるであろう。

はじめに

I 著作権法改正の経緯

1. 第一回改正
2. 第二回改正
3. 第三回改正

II 第三回著作権法改正の主な内容

1. 懲罰的賠償制度の導入、及び法定賠償の上限を 500 万元に引き上げ、下限を 500 元と明確にすること
2. 著作物の定義の見直し、著作物の客体をオープン化
3. 放送権を合理的に拡張
4. 共同著作物の権利帰属に関する改正
5. 職務実演及び権利の帰属
6. 著作権集団管理組織に関する内容の増加
7. 読字障害者の著作物の利用をフェア・ユースの法定類型に追加

III 「著作権法」改正における議論

1. 視聴覚著作物の構成要件
2. 視聴覚著作物と録画製品の区分標準
3. 視聴覚著作物の権利帰属
4. 放送事業者の権利
5. その他の議論の焦点

- (1) 共同著作物の認定及び著作権者の権利行使

(2) 著作物法定類型におけるキャッチオール条項について

おわりに

はじめに

中国では、開放改革政策を取って以来、WTO 加盟前後に、WTO 協定や国際社会の要請に応じるため、著作権法の制定・実施⁽¹⁾において、第一次改正⁽²⁾及び第二次改正⁽³⁾を行ってきた。

1991 年 6 月 1 日に中国著作権法の実施をしてから、30 年を経た。著作権法は 30 年間の実施により、著作物の伝播と創作を奨励し、創作者、伝播者及び使用者の権益を保護し、中国の文化と科学技術の発展を促進し、知的財産の意識を高めることに重要な役割を果たした⁽⁴⁾。確かに、経済と技術の急速な発展に伴い、ここ数年、中国の版權産業も急速に発展し、知識・創作及び著作権を尊重する雰囲気が形成されつつある。統計データによると、2020 年まで、中国著作権登録総量は 503.9 万件に達し⁽⁵⁾、2019 年中国の版權産業の付加価値は 7.32 兆元に、GDP の 7.39% に達した⁽⁶⁾。著作権制度に関するシステムの整備を通して、文学芸術の創作・生産も大いに刺激されたと思われる。統計によると、2020 年に中国で出版された図書は 51.15 万

(*) 日本大学法学部教授

(1) 中華人民共和国著作権法。1990 年 9 月 7 日、第七回全国人民代表大会常務委員会第 15 次会议により可決され、1991 年 6 月 1 日より施行。

(2) 2001 年 10 月 27 日、第九回全国人民代表大会常務委員会第 15 次会议により著作権法改正案を可決・公布され、その日より施行(中華人民共和国主席令第 58 号)。

(3) 2010 年 2 月 26 日、第 11 回全国人民代表大会常務委員会第 13 次会议により、著作権法改正案を可決され、2010 年 4 月 1 日より施行(中華人民共和国主席令第 26 号)。

(4) 著作権法(第三次改正)正式に実施する 2021 年 6 月 1 日に、中国国家版權局は、2021 中国ネット版權保護と發展フォーラムを行い、中国全人大法律工作委员会民法室副主任の石宏氏の基調講演(テーマ：著作権改正における主な内容について)による。

(5) 中国国家版權局による公布された情報による。

(6) 中国新聞出版研究院「2019 年中国版權産業經濟貢獻調查報告」による。

種類、101.4 兆冊で、1990 年から 43.12 万種類、45.12 億冊増え、それぞれ 5.55 倍と 80% 増加した。各種の新聞は 277 億部を出版し、各種の定期刊行物は 20 億冊、1990 年からそれぞれ 70 億冊、2 億冊増加した⁽⁷⁾。また 1991 年の著作権法の実施から現在まで、人民法院で結審した著作権事件は 136 万件になり、知的財産事件の 60% を占める。その中、ネット著作権事件は著作権事件総量の 7 割以上に上った。技術の進歩と発展により、特に 5G 等の技術の進歩と応用に伴って、今後ネット著作権侵害事件の量はさらに増加すると予想される⁽⁸⁾。

著しい変化に伴い、中国現行著作権法の実施及び修正作業に関して、「ほぼ 10 年間に一回の修正という作業は、著作権法に対する変動的な国際潮流に同期していない」と元中国知的財産法研究会会長に指摘された⁽⁹⁾。新しい時代に、新たな問題に直面し、特にネット化、ビッグデータ化に向けて、たくさんの新技術のハイスピードでの進化と応用に際し、現行法の一部規定及び条項が、対応できない問題も生み出されていた。このような時代及び問題に迫られ、第三次の改正に至った。

I 著作権法改正の経緯

1990 年 10 月、コロンビアの作家、『百年の孤独』の著者である 1982 年のノーベル文学賞受賞者マルケスが中国を訪れ、書店で彼の作品を販売しているのを見て、「自分は全く知らないし、もちろんいかなる印税収益も得ていないので、「私の死後 150 年、中国で私の作品、特に『百年の孤独』を出版することは許可しない」と述べた。周知のように現在の中国では、第一次著作権法は 1990 年 9 月 7 日に誕生し、1991 年 6 月 1 日から施行され、1992 年に『文学芸術作品を保護するベルン条約』と『万国著作権条約』に加入した。それまでは著作権法がなく、国際著作権条約にも加入していなかったため、当時の中国の発行元は作品の著作権を保護する法的義務を負っていなかったが、当時の中国

の著作権保護は、西側先進国に比べて遅れているということが判明した。数年後、中国の著作権保護状況の改善と、マルケスの中国に対する理解が進み、『百年の孤独』などの著書を中国で出版することに至った⁽¹⁰⁾。

1. 第一回改正

新中国初の著作権法が公布施行されてから 10 年後、2001 年 10 月 27 日に世界貿易機関に加入するために、国内の各知的財産権専門法は『知的所有権の貿易関連の側面に関する協定』と繋がっていくと同時に、全国人民代表大会常务委员会は新技術の発展による多くの挑戦にも応じなければならないことにより、著作権法に対して初めて改正を行った。第一回の改正幅はわりに大きく、評価できる点も多い。例えば：

- ① 曲芸、建築作品は法定著作物の類型に入った。
- ② 『著作権法实施条例』の著作権集団管理条項を採用し、初めて著作権集団管理制度の基本原則を定めた。
- ③ 情報ネットワークの伝達権という重要な項目が追加された。
- ④ 教科書に対する「法定許可」が規定された。
- ⑤ 法定賠償金額と禁止令⁽¹¹⁾が設定された。

等々が挙げられ、中国の WTO 加盟後に、版權に関する創造、運営、管理、保護の点において大きな役割を果たした。

2. 第二回改正

著作権法が公布施行されてから二十年後、2010 年 2 月 26 日、世界貿易機関の中米知的財産権紛争に対する裁決を履行するため⁽¹²⁾、全国人民代表大会常務委員会は著作権法に対して第二回改正を行った。今回は「1 条及び別の条文の半分」だけを改正し、第 4 条の前半にある「法により出版、伝播を禁止する著作物は、本法によって保護されない」を、「国家が法に基づいて著作物の出版、伝播を監督管理する」と改正し、この条の後半句となった。また、第 26 条に「著作権で質権を設定する場合、質権設定者と質権者が、国务院著作権行政管理部門に質権登録を行う」と追加した。これは

(7) 中国国家统计局公布された「中華人民共和国 2020 年国民経済和社会發展統計公報」による。

(8) 2021 年 6 月 1 日に、中国国家版權局が行った 2021 中国ネット版權保護と發展フォーラムに、中国最高人民法院知的財産審判庭長林広海氏の基調講演(テーマ：著作権侵害事件の審理状況について)による。

(9) 吳漢東「著作権法第三次修正的背景、体例和重点」、法商研究、2021(4)、第 3－7 頁。

(10) 張洪波「新『著作権法』の十年艰辛修改歷程」、『中華読書報』2021 年 1 月 27 日第 5 版。

(11) 中国では、「訴前禁令」という。

(12) 2007 年 8 月 13 日に起きた「中国・米国間の知的財産権の紛争 WTO 第 1 号事件」において、WTO 紛争解決規則により、専門家チームが設置され裁決が下され、09 年 1 月 26 日にその報告が公表された。報告では、米国の多数の非難告発は棄却したものの、中国「著作権法」第 4 条に対する非難告発は支持した。中米両国は、中国が履行期限を 1 年として「著作権法」を改正する義務を負うという条件で合意し、09 年 3 月 20 日、専門家チームの報告を控訴しないこととし、紛争は落着いた。

著作権法が公布されてから 30 年間で一番簡単なようで、その実、問題を多く含む悩ましい改正だと言われている。

3. 第三回改正

2020 年 11 月 11 日、中国第十三回全国人民代表大会常務委員会第 23 次会议には著作権法改正案を可決し、2021 年 6 月 1 日に施行した。第三回の法改正は、2011 年に国家版權局が専門家意見案を要請してから、2012 年に三件の改正案が公表され、2017 年には関係者に意見が求められ、ようやく可決に至るまでほぼ 10 年という長い期間を費やした。

今回の改正は、中国知的財産保護において新たな状況および挑戦に際し、社会公衆からの著作権法の改正に対する期待に応じるために、主として以下のような主な問題を解決する狙いである。①ネット化・デジタル化と共に、一部の現行の規定は、高速的新技術の発展と応用に適用できない問題を生じていること。②著作権者の権利保護のための高コストに対し、著作権侵害の場合の損害賠償の低価格の問題。これによって、著作権侵害行為は効果的に抑制されにくく、保護の効果と権利者の期待には、まだ差があること。③著作権法の一部の規定は、中国が近年加入した、国際条約及び民法典等の法律との円滑なつながりが必要であること。⁽¹³⁾これらの問題を解決するために、著作権分野における顕著な問題を解決することを意識しながら、各方面の利益を合理的に均衡させ、社会の革新エネルギーを引き出すことを目的として、「民法典」⁽¹⁴⁾、「民事訴訟法」⁽¹⁵⁾等、法律の内容を一致させるために、改正を行ったということである。今回の著作権法の改正は、全部で 42 条に及んで、以下のような四つの面をめぐって改正の作業を行なった。

	領 域	主な内容
1	概念や制度に関する整備	① 著作物の定義及び類型に整備 ② 視聴覚的著作物の権利の帰属を明確化 ③ 放送権に関する内容の整備 ④ フェア・ユース制度の整備
2	著作権保護の強化	① 著作権に関する技術保護措置及び管理情報の整備 ② 懲罰的賠償制度の導入、法定賠償額の引き上げ ③ 行政保護制度の整備(強化)
3	権利者の権利保護の強化	① 著作物の登記制度の導入 ② 拳証妨害制度の導入 ③ 拳証責任の転換を明確化 ④ 著作権集団管理制度の整備
4	他の法律との(繋がり)連続性に関する強化	① 撮影による著作物の保護期間の延長 ② 障害者の著作物のフェア・ユースに関する整備 ③ 出演者は他人に自分の出演を録音した録音録画製品を貸すことを許諾し報酬を得る権利の増加 ④ 録音製作者が録音録画されたものを、ラジオや機械により演出される場合、報酬を受ける権利の増加

II 第三回著作権法改正の主な内容

改正後の著作権法は、6 章に分かれ、全 67 条となり、2021 年 6 月 1 日より施行された。改正の主な内容に関して、以下の通りに分析しておきたい。

1. 懲罰的賠償制度の導入、及び法定賠償の上限を 500 万元に引き上げ、下限を 500 元と明確にすること

改正法によれば、「著作権又は著作隣接権を故意に侵害し、情状が深刻な場合は、上述の方法により確定された金額の 1 倍以上 5 倍以下の損害賠償を行うことができる」⁽¹⁶⁾。この条例により、著作権法の中で懲罰的賠償制度を導入するということは、中国が知的財産権分野で懲罰的賠償制度を全面的に確立したということこ

(13) 中国・全国人大常務委員会法制工作委员会民法室副主任石宏氏、2021 年中国ネット版權保護と發展大会において、「法律的權威在于實施」とテーマとしての基調講演による。中国新聞出版広電報、2021 年 6 月 3 日第 006 版。

(14) 中華人民共和國民法典。2020 年 5 月 28 日に、中国第十三回全国人民代表大会第 3 次会议により可決され、2021 年 1 月 1 日より施行する。よって、「婚姻法」、「繼承法」、「民法通則」、「収養法」、「担保法」、「合同法」(契約法)、「物権法」、「侵權責任法」、「民法總則」等同時に廃止する。

(15) 中華人民共和國民事訴訟法。1991 年 4 月 9 日に、第七回全国人民代表大会常務委員会第 4 次会议により可決され、同時に施行する。

第 1 回改正：2007 年 10 月 28 日に第十回全国人民代表大会常務委員会第 30 次会议により可決。

第 2 回改正：2012 年 8 月 31 日に第十一回全国人民代表大会常務委員会第 28 次会议により可決。

第 3 回改正：2017 年 6 月 27 日に第十二回全国人民代表大会常務委員会第 28 次会议により可決。

(16) 中華人民共和國著作権法第 54 条 1 項。

とである。この規定は民法典の第 1184 条⁽¹⁷⁾に規定されている、知的財産権の懲罰的賠償に脈々と受け継がれており、商標法の第 63 条⁽¹⁸⁾、特許法の第 71 条⁽¹⁹⁾、反不正競争法の第 17 条⁽²⁰⁾とほぼ一致しているが(図表 1)、著作権法において、懲罰的な損害賠償制度の適用に関し、中国最高人民法院が公布した『民法典』に対する理解に基づけば、知的財産権侵害賠償は依然として「救済を補償することを原則とし、懲罰的賠償を補完する」という原則を堅持しなければならないと認識される。懲罰的賠償は極めて厳しい処罰であって、司法が市場経済活動に不適切に関与することを防止するために、司法実務においては、当事者が適用を主張する前提の下で、懲罰的賠償の適用の構成要件に基づいて適用、論証しなければならないことである⁽²¹⁾。

法律名称	(懲罰的賠償制度と関連がある)条文内容
『商標法』 (2019 年改正) 第 63 条	悪質的に商標専用権を侵害し、情状が重大である場合、上述の方法により確定した金額の 1 倍以上 5 倍以下で賠償金額を確定することができる。賠償金額には、権利者が侵害行為を抑止するために支払った合理的な支出を含まなければならない。
『反不正競争法』 (2019 年改正) 第 17 条	事業者が悪意をもって営業秘密に係る侵害行為を実施し、情状が重大である場合は、上述した方法で定めた金額の 1 倍以上 5 倍以下で賠償額を確定することができる。
『民法典』 1185 条	故意に他人の知的財産権を侵害し、情状が重大である場合、被害者は、相応の懲罰的賠償を請求することができる。
『特許法』 (2020 年改正) 第 71 条	故意に特許権を侵害し、情状が深刻である場合、上記方法で確定した金額の 1 倍以上 5 倍以下で賠償金額を確定することができる。
『著作権法』 (2020 年改正) 第 54 条	著作権又は著作隣接権を故意に侵害し、情状が深刻である場合は、上述の方法により確定された金額の 1 倍以上 5 倍以下の損害賠償を行うことができる。

図表 1：懲罰的賠償制度と関連がある法律条文

今回は、著作権の法定賠償の上限を 500 万円に引き上げ、著作権侵害事件の適用について、賠償、法定賠償を酌量して決定するという、新たな発動力を提供したと感じられる。ただし、法定賠償限度額が引き上げられた後、懲罰的な賠償の適用には制度供給上の競争

があり、当事者または裁判官が事件に対し精査を怠った場合には、法定賠償が適用される可能性のおそれがあると懸念される。また、第一回、第二回の公開募集意見稿には見出されていない規定、即ち法定賠償額の下限は 500 元と定められたことも注目されている⁽²²⁾。著作権侵害賠償下限規定を作成したことは、著作権侵害行為の増加に対する処罰を明らかにし、現段階で頻発する画像、書体などの類の賠償金額が少ない侵害現象を抑制し、著作権を尊重し、創造を尊重する雰囲気を社会に形成させることを目的としている。

2. 著作物の定義の見直し、著作物の客体をオープン化

改正法第 3 条は、「本法にいう著作物とは、文学、美術及び科学分野において、独創性を有し、かつ一定の形式で表現可能な知的成果」という概要的な説明に基づいて著作物を定義し、同条第 6 項の「映画の著作物及び映画の撮影に類似する方法で創作された著作物」の記載を「視聴覚的著作物」に改正し、同条第 9 項の包括条項「法律、行政法規に規定されるその他の著作物」の記載を「著作物の特徴に合ったその他の知的成果」に改正することで著作物の定義を拡大し、司法上に新型著作物を認定する法的根拠を提供したことがわかる。

「映画作品、ドラマ作品及びその他の視聴作品」および「映画の著作物及び映画の撮影に類似する方法で創作された著作物」は、今回の著作権法改正において統一的に、視聴覚的著作物と改称された。このような変化は、産業界の急速な発展が、著作権に対する挑戦として反映されていると考えられる。例えば、ここ数年、数千億の市場規模に発展したネットゲーム、ネットゲームの生放送及びネットゲームの画面等にどのように定着できるかという問題、また、音楽を伴った噴水ショー、照明ショー、花火ショーなどはどう分類するか、といった類の問題が現れ、様々な新しいタイプの創作物の登場を背景として、視聴覚的著作物の立法が生まれたという。

今回の改正は著作物の定義と種類に対して修正された。つまり、著作物とは、文学、美術及び科学分野において、独創性を有し、且つ、一定の形式で表現可能

(17) 中華人民共和國民法典第 1184 条。

(18) 中華人民共和國商標法第 63 条。

(19) 中華人民共和國專利法第 71 条。

(20) 中華人民共和國反不正競争法第 17 条。

(21) 最高人民法院編『民法典理解与適用(侵權責任編)』, 最高人民法院出版社, 第 191 — 201 頁。

(22) 中華人民共和國著作權法第 54 条 2 項。

な知的成果をいうが、著作物の特徴に合ったその他の知的成果も著作物であるとする。著作物の定義は概括式(大きな括弧で捉えること)及び概念記述の方法を採用しているが、知的財産権の法定主義の大きな原則を貫いて、著作物に対する把握は依然としてその要件、即ち文学、美術及び科学分野において、独創性があるかどうか、一定の形式で表現できるかどうかで判断される。しかし、「法律や行政法規が規定していなかった他の著作物」を「著作物の特徴に合ったその他の知的成果」に改正し、「著作権客体の類型法定」から「著作権客体の類型開放」へと変更することにより、キャッチオール条項として、実務において著作物の適用に可能な範囲を与えることは間違いない。

3. 放送権を合理的に拡張

改正法第10条第11項では、著作権財産権の放送権について改正され、具体的には、「無線方式によって著作物を公開放送又は伝達し、又は有線方式による伝達又は中継方法で公衆に対して著作物を伝達・放送」の記載が、「有線方式又は無線方式によって著作物を公開放送」に改正された。また、第10条第12項では、情報ネットワーク伝達権に対し、有線又は無線方式により公衆に提供し、公衆が選定した時間、場所で著作物を入手できるようにする権利としている。

改正前、つまり著作権法(2010改正)によれば、放送権に関する行為は、①無線方式により著作物をラジオで放送する行為、②無線方式により、ラジオで放送された著作物を、有線方式により放送及び中継する行為、③無線方式によりラジオで放送した著作物を、スピーカー等の道具によって放送する行為が含まれていたが⁽²³⁾、放送権の範囲は、技術の進歩により既に拡大し、認定は現状に即することが困難になっていた。放送権と情報ネットワークの伝播権の改正は、現在、比較的目的立つインターネット中継における著作権侵害問題に対応する目的である⁽²⁴⁾。今後、ネットキャスターの許可なしにその著作物をカバー、放送する行為は規制範囲となる。これによって、情報ネットワークの伝播権と放送権のつながりが、より厳密になったことから、裁判所にとって、ネット中継、放送等著作権侵害紛争

事件の審理において、放送権、情報ネットワーク及び放送事業者の権利がどちらに該当するか、現条項によりその適用の判断することが、比較的に明確になった⁽²⁵⁾。

4. 共同著作物の権利帰属に関する改正

著作権法改正は、共同著作物の規定について著作権実施条例⁽²⁶⁾の規定を汲み取り、最高人民法院による頒布された公報⁽²⁷⁾の判例の裁判の要点を取り上げ、「二人以上の者が共同で創作した著作物の著作権は、共同著作者によって共有される。創作に参加していない者は、共同著作者とはなりえない」。「共同で創作した著作物の著作権は、共同著作者が協議をして合意の上で行使される。協議をしても合意できず、かつ、正当な理由がないときは、いずれの当事者も他の当事者が譲渡、他人に対する専用利用の許諾、質権設定以外の権利を行使することを妨げてはならない。但し、その収益はすべての共同著作者に合理的に分配しなければならない」⁽²⁸⁾と定めている。

共同著作物の定義から見ると、共同創作の主観的な意図があることを強調しており、創作者は実質的な創作行為を有するかどうかを重視している。ただ原作に対して簡単な補助的な仕事をしているだけでは、創作に参加しているとは認められず、協力作者として認定することはできないとわかる。このように規定することは、当事者の意思を尊重し、協議により合意がある場合は、その合意に従う。もし、合意ができていない場合は、正当な理由なく著作物の正常な伝播を妨げてはならず、所得収益は共同著作者に帰属する。このように著作権の経済収益を保障しながら、著作物の正常な伝播と流通は妨げないとされる。

5. 職務実演及び権利の帰属

改正法は、初めて職務実演を導入し、「実演者が所属する実演事業者の実演任務遂行のために行う実演は職務実演、実演者は身分を表示する権利と演出のイメージが歪曲されないように保護する権利を有し、その他の権利の帰属は、当事者間の取り決めによる。当事者間に取り決めがない、或いは取り決めが不明確な

(23) 中華人民共和国著作権法(2010年改正)第10条1項の⑪。

(24) 「中影寰亚音像製品有限公司訴武漢教育電視台侵害著作權上訴案」, 湖北省高級人民法院(2013)鄂民三終字第290号民事判決書。

(25) 劉承聰「論著作權法的重要修改與積極影響」, 電子知識產權, 2021(1), 第4—13頁。

(26) 中華人民共和国著作権法实施条例。2002年8月2日に、中華人民共和国国务院令第359号により公布。2011年1月8日より第1次改正、2013年1月30日、国务院令633号により第2次改正を公布。

(27) 『最高人民法院公報』2012年第9期。

(28) 中華人民共和国著作権法第14条第1項、第2項。

場合、職務実演の権利は実演事業者が享有するものとする」⁽²⁹⁾と規定された。

実演事業者と比べて、実演者は比較的弱い立場であるという背景があり、立法上において、実演者の実演著作物の人格的な権利を強化する目的であると考えられる。同時に、実演者の身分を表示する権利と演出のイメージが歪曲されないような権利を保護しながら、ほかの権利について約束することができる。つまり、職務実演権利は必ずしも実演事業者が有するは限らない。今回のこの点に関する修正は、立法上は実演者の権益を保障するための傾斜が為されていることが見えるが、実演者と実演事業者によって立場が異なり、権利の維持やリスクの回避にも違いがあることで、本当に保障されているかどうかは、まだ実践的な検証の必要がある。

6. 著作権集団管理組織に関する内容の増加

今回の改正では、近年に頻発した著作権管理団体に関連した著作権紛争が改正の理由と考えられ、著作権集団管理団体に関する内容が大幅に追加された。著作権集団管理組織とは、法により設立された非営利法人であり、授権された後に、自らの名義をもって著作権者と著作隣接権者のために権利を主張することができる組織である。著作権集団管理組織は著作権又は著作隣接権にかかる訴訟や仲裁、調停活動において当事者として関与することができる。

著作権集団管理組織は、授権に基づき使用者から使用料を徴収することができるが、使用料の徴収基準は著作権集団管理組織と使用者代表の協議により確定し、協議が成立しない場合は、国家著作権主管部門に裁定を請求することができる。裁定の結果に不服がある場合、人民法院に訴訟を提起することができる。また、当事者は直接、人民法院に訴訟を提起することもできる。

著作権集団管理組織は、使用料の受領と移転、管理費の取り出しと使用、使用料の未分配分等の全体状況を定期的に社会に公表し、権利者と使用者の照会に供する権利情報照会システムを構築しなければならない。国家著作権主管部門は法により著作権集団管理組織に

対する管理監督を行わなければならない。⁽³⁰⁾

このような規定から見れば、著作権集団管理組織に対してより高い要求を求めることがわかる。性格的には非営利法人に属し、営利を目的とした著作権の管理をしてはならず、課金基準は協議を中心としており、協議ができない場合は裁決や訴訟を申請することができるという仕組みになっている。これによれば、著作権集団管理組織は、権利情報検索システムの構築を加速し、現在中国の著作権ライセンスにおける短所を改正し完備をさせるとともに、情報は透明であり公開もされ、公衆の監督を受ける必要があるだろう。

7. 読字障害者の著作物の利用をフェア・ユースの法定類型に追加

2019年、上海市政協委員の協力弁護士事務所創始者の遊閩鍵弁護士が知的財産権事務センターの同僚数人を率いて共同で「バリアフリー映画の発展のサポートに関する意見」を提案した。視覚障害者に対し、著作物の類型は文字に限られており、障害者の精神的なニーズを満たすことができないため、視覚障害者の映画鑑賞に利便を提供するようにとする案である。旧法において、いわゆるフェア・ユースの法定類型に「既に公表された著作物を、点字にして出版する場合」⁽³¹⁾としているが、視覚障害者(盲人)のみという主体限定は厳しすぎて、社会生活の中では他のタイプの視力障害者も少なくないという意見もあった。

今回の著作権法改正では、「既に公表された著作物を、読字障害を有する者が知覚可能な無障害方法により、読字障害を有する者に対して提供する場合」とし⁽³²⁾、視覚障害者を読字障害者に変更し、著作物の種類を制限せず、障害者が読む際には、内容を感じできるように著作物を使用することが、著作権法改正の大きな進歩であるとも言える。障害者が立法の上で更に多くの関心と愛を得て、更に多くの機会が与えられることにより、多彩な文化を享受することができ、内なる精神文化を豊かにすることを目的としているが、マラケシュ条約の批准に向けた国内立法に関する準備作業とも考えられ⁽³³⁾、2021年10月に、批准に関する「決定」が可決された⁽³⁴⁾。

(29) 中華人民共和国著作権法(2020年改正)第40条。

(30) 中華人民共和国著作権法(2020年改正)第8条。

(31) 中華人民共和国著作権法(2010年改正)第22条12項。

(32) 中華人民共和国著作権法(2020年改正)第24条12項。

(33) 匡文波、叶文芳「中国批准馬拉喀什條約對出版業的挑戰與對策」、出版広角、2021(20)、第38—40頁。

(34) 2021年10月23日、中国第十三回全国人民代表大会常務委員会第31次會議により、「視覚障害者、視覚障害者、またはその他の印刷障害者による出版物へのアクセスに利便を提供するためのマラケシュ条約を批准に関する決定」を可決した。

Ⅲ 著作権法改正における議論

1. 視聴覚著作物の構成要件

WIPO では、1989 年 4 月 18 日にスイスのジュネーヴで「視聴覚著作物の国際登録に関する条約」を作成し、1991 年 2 月 27 日に発効した。締約国は 13 ヶ国で、映画やテレビ番組などの視聴覚著作物の国際的な流通を促進するために、視聴覚著作物の国際登録制度を創設する条約である。この条約により、初めて視聴覚著作物という概念が確立した⁽³⁵⁾。中国では、文化産業業界において文化娯楽産業の急速な成長を背景として、より外延が広く、解釈力がある専門用語として「映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物」以外の“視聴覚著作物”を解釈するという声と要求が継続していた。司法実務においても、例えば“央视訴暴风案”再審判決⁽³⁶⁾等の“視聴覚著作物”を旧「著作権法(2010 改正)」により著作物の法定類型の一つに認めることも、「視聴覚著作物」への緩和や「著作権法」の(著作物に関する)修正に近づける傾向が見られる。

中国では、著作権法と著作権法实施条例によって、概念と類型列举を併用するという方式で著作権法の保護対象を規定している。つまり、「著作権法(2010 改正)」第三条は、「本法にいう著作物には、次の各号に掲げる形式で創作される文学、美術及び自然科学、社会科学、産業技術等の著作物が含まれる。(一)文字による著作物 (二)口述による著作物 (三)音楽、演劇、演芸、舞踊、曲芸芸術による著作物 (四)美術、建築による著作物 (五)撮影による著作物 (六)映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物 (七)工事・建築設計図、製品設計図、地図、見取り図等の図形による著作物及び模型著作物 (八)コンピュータソフトウェア (九)法律、行政法規に規定されるその他の著作物」と定めている⁽³⁷⁾。また、著作

権法实施条例第 2 条では、「著作権法においていう著作物とは、文学、芸術及び科学の分野における独創性を有し、且つ、ある種の有形的な形式で複製できる知的活動の成果をいう」と規定されている。これが著作物の一般的な定義と言われることに対し、著作権法实施条例第 4 条は著作物の表現により、類型ごとに著作物を規定している。このような中国における著作物の保護に関する立法の仕組みによって、法律を適用する際に、つまりある客体が著作権法による保護される特定の類型著作物かどうかを判断する際には、中国著作権法に関する体系上において、著作権法第 3 条、著作権法实施条例第 2 条及び第 4 条の規定を理解して適用することであって、客体が著作物の一般的な定義に符合するかどうかを考えなければならない上に、該当著作物が特定類型著作物の表現形式に合うかどうかを考えなければならないのである。

改正前、著作権法第 3 条第 6 項で規定された「映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物」に該当するかどうか審査において、上述三つの規定により、該当著作物の構成要件は、①文学、芸術及び科学の分野であるかどうか、独創性を有するかどうか、複製できるかどうか、②「一定の媒体上に撮影されたか」⁽³⁸⁾、即ち適当な装置を利用して上映又はその他の方式に伝達される連続的な画面かどうか、となっていた。⁽³⁹⁾改正後、著作物の定義は、「文学、美術及び科学分野において、独創性を有し、且つ、一定の形式で表現可能な知的成果をいい」と規定した上に、第 6 項の「映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物」が「視聴覚著作物」と変わるようになったが、「視聴覚著作物」に関する定義及び構成要件は、映画著作物、ドラマ著作物と視聴覚著作物との違い等、現在の時点では、まだ明確になっていない。いままで、注目された“奇跡 MU 遊戲画面”案⁽⁴⁰⁾、“西湖音楽噴泉”案⁽⁴¹⁾、“広告短視頻”案⁽⁴²⁾、“世界杯賽事直播”案⁽⁴³⁾等、いずれの該当物が著作物

(35) 「視聴覚著作物の国際登録に関する条約」第 2 条で、「視聴覚著作物」とは、映写機、ビューワー、または電子機器のような機械または装置を用いて見せることが本来的に意図された一連の関連する映像、およびもしあればそれに伴う音声からなる著作物をいいと定めている。

(36) 「央视國際網絡有限公司再審民事判決書」北京市高級人民法院(2020)京民再 127 号。

(37) 本稿において、中国著作権法に関する日本語訳は、ジェトロ(日本貿易振興機構)中国に関する法令の訳を参考した。<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law>

(38) 「著作権法实施条例」第 4 条、著作権法及び本条例において、次に掲げる著作物の定義は以下の通り。その第 11 項は、「映画著作物及び映画撮影に類似した方法により創作された著作物とは、一定の媒体上に撮像製作したもので、音声を伴い又は音声を伴わない一連の画面で構成され、且つ、適当な装置を利用して上映又はその他の方式により伝達される著作物をいう。

(39) 「央视國際網絡有限公司再審民事判決書」北京市高級人民法院(2020)京民再 127 号。

(40) 「広州碩星信科技有限公司、広州維納網絡科技有限公司与上海壯游信息科技有限公司、上海哈網信息技術有限公司著作権権属、侵權糾紛二審民事判決書」(2016)滬 73 民終 190 号。

(41) 「杭州西湖風景名勝区湖濱管理处等与北京中科水景科技有限公司侵害著作權糾紛二審民事判決書」(2017)京 73 民終 1404 号。

(42) 「上海一条網絡科技有限公司与劉牧雨著作權権属、侵權糾紛二審民事判決書」(2019)京 73 民終 1663 号。

(43) 「央视國際網絡有限公司与暴风集團股份有限公司侵害著作權糾紛二審民事判決書」(2015)京知民終字第 1055 号。

に該当するのか否かが焦点になっていたが、視聴覚著作物が著作物の法定類型の一つになったことより、これらの類のものに対し、視聴覚著作物であるか否かを判断することになる。しかし、今後、適用の濫用のおそれがあるという懸念も出ている。⁽⁴⁴⁾ 当然、適用の濫用防止のため、これからの実務において、具体的な判例に通じて、実施できる要点をまとめて認識することが重要であるが、著作権法実施条例に関する改正や、最高人民法院から配布される「司法解释」等も期待されるところである。

2. 視聴覚著作物と録画製品の区分標準

中国では、今まで著作権法上の著作物であるかどうかを判断するには、「独創性」が重要な要件として構成されている。実務において、著作物の「独創性」要件の認定に関して、二つの学説若しくは観点が存在している。一つは、著作物は著作権の保護を受けるために、最小限のオリジナルを有することがあればよい、即ち“最低限度”という標準を取ることを主張している⁽⁴⁵⁾。「独創性」要件に関し、この説の主な視点は、独創性の「高低」ではなく、「有無」を重視すべきということである⁽⁴⁶⁾。これに対し、もう一つの説は、著作物としての「独創性」要件を認めるには、必ず「高度な創作」であることに達しなければならないとする⁽⁴⁷⁾。後者の観点は、主に著作物と録画製品を区分する場合、実務上でしばしば採用されている⁽⁴⁸⁾。

中国著作権法のシステムの下では、改正法まで、著作権により保護される視聴覚類の表現には、“映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物”⁽⁴⁹⁾と“録画製品”の二種類があり、前者は著作権として保護されることに対し、後者は著作権隣接権の保護対象になる。所謂「映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物」+「録画製品」という二分立法(保護)モデルである。両者を

区分しなければならない視点から見れば、高度な「独創性」を有するものを著作物として認める可能性が十分あることに対し、“比較的低い”「独創性」を有するものは録画製品として認めるしかない⁽⁵⁰⁾。このような考えが続ければ、大量のショット動画は、著作権保護の対象から排除される可能性があり得るという批判もある。今回の改正により、「映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物」は「視聴覚著作物」となってきたが、視聴覚類の表現に対し、二分立法モデルの仕組みは変わらず、「視聴覚著作物」+「録画製品」になった。高度な IT と視聴技術に追い付かない今日の状況においては、むしろ人為的に、若しくは意識的に視聴覚著作物の「独創性」の判断基準を引上げるべきであり、又、“視聴覚著作物”と“録画製品”を区分する手法こそが、現状に逆行するのではないかという声も出ている⁽⁵¹⁾。今後、実務上において、視聴覚著作物の「独創性」の認定や、録画製品との区分等、議論が継続することが容易に予想される。⁽⁵²⁾

3. 視聴覚著作物の権利帰属

旧「著作権法」(2010 年改正)によれば、“映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物”の創作者は、「著作物を創作する」行為により、「著作者」と見なすことができる⁽⁵³⁾。しかし、「映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物の著作権は、プロデューサーが享有する」⁽⁵⁴⁾と定める。つまり、その著作権は、創作者でなくプロデューサーが有することになる。この場合、本来の著作者が著作権を有せず、著作者の身分でない“プロデューサー”が本来の著作権を享有することになってしまう。これは著作権制度本来の趣旨と反しているのではないかという点が⁽⁵⁵⁾、著作権関連の利益分配の公平性の点で問われ、著作権法制度の機能を実現できるかという案件にも影響を与える⁽⁵⁶⁾と言われた。

(44) 劉承勲「論著作権法的重要修改与積極影響」, 電子知識産権, 2021(1), 第 4 - 12 頁。

(45) 龔浩鳴「古籍点校成果構成演繹作品」, 人民司法, 2020(29), 第 90 - 93 頁。

(46) 崔国斌「体育赛事直播画面的獨創性標準選択」, 蘇州大学学报, 2019(4), 第 1 - 12 頁。

(47) 「北京天盈九州網絡技術有限公司等与北京新浪互聯信息服務有限公司不正當競爭糾紛二審民事判決書」(2015)京知民終字第 1818 号。

(48) 劉鉄光「作品獨創性判定標準調適の準則及其遵守の路径——以体育赛事直播画面的獨創性的判定為例」, 蘇州大学学报, 2019(4), 第 13 - 24 頁。

(49) 中国では、「電影作品と類電作品」と言う。

(50) 「ショット動画に対し、撮影や編集等の過程において、試合の流れ、観客の需要等客観的な要素による与えた影響が大きい、個性的な表現が少ないため、録画製品しか認められない……」という判旨を示した。「央視國際網絡有限公司与暴風集团股份有限公司侵害著作權糾紛二審民事判決書」(2015)京知民終字第 1055 号。

(51) 蔡斐, 王嘯洋「新《著作權法》对短視聽頻作品版權的保護」, 青年記者, 2021(11), 第 86 - 88 頁。

(52) 劉鵬, 李馨怡「論視聽作品的定義与權利歸属——以我国《著作權法》第三次修訂為視角」, 南都學壇, 2021(5), 第 62 - 68 頁。

(53) 中華人民共和國著作權法(2010 年改正)第 11 条。

(54) 中華人民共和國著作權法(2010 年改正)第 15 条。

(55) 張春艷「我国視聽作品著作權歸属模式之剖析与選択」, 知識産権, 2015(7), 第 55 - 60 頁。

(56) 劉銀良「著作權歸属原則の修訂——比較法視野下的化繁為簡」, 政治与法律, 2013(11), 第 2 - 11 頁。

新著作権法(2020年改正)は、旧著作権法による、製作者が原始的に著作権を獲得する権利帰属モデルを打破した。視聴覚著作物における映画著作物、テレビドラマ著作物の著作権は製作者が享有し、映画著作物、テレビドラマ著作物以外の視聴覚著作物の著作権の帰属は、当事者の取り決めによる。取り決めがない場合は、製作者が享有する。但し著作者は、氏名表示権と報酬受領権を有することになる⁽⁵⁷⁾。著作権者に関して、なお、文言上も、プロデューサーから製作者⁽⁵⁸⁾に改正し、著作権権利者の認定範囲を縮小した。つまり、実際に(映画著作物等の)製作に参加していない、或いは責任を負わない投資者や名義貸しのようなプロデューサー等は、著作権を有しない。又、新法は、製作の流れが比較的簡単で、明確な製作者の認定が困難であるようなショート動画を代表する新しい形式の視聴覚著作物の当事者に対し、「意思自治」の範囲を与え、約定がある場合それに従うと規定し、メディア関係市場の発展規律に適応すると同時に、著作権の私権としての権利属性を保障したことは評価できるだろう。

上に述べたように、評価できる一方、注意しなければならないのは、「意思自治」の範囲を与えた対象が「前項に規定されたもの以外の、視聴覚著作物の当事者」であることである。つまり、映画著作物、テレビドラマ著作物の著作権は、製作者が有することに対し、映画著作物、テレビドラマ著作物以外の視聴覚著作物の著作権に関しては、「意思自治」により、約定がある場合は約定に従い、約定がない或いは明確でない場合は、製作者が享有するが、著作者は氏名表示権と報酬受領権を有することになる。この規定から見れば、第三条第6項に加えた「視聴覚著作物」に対し、“映画著作物、テレビドラマ著作物”と“その他の視聴覚著作物”の二種類があって、権利帰属と利益分配のため、区分が必要になる。しかし、新法や「著作権法实施条例」等は、“映画著作物、テレビドラマ著作物”と“その他の視聴覚著作物”に関する定義や区分標準などに言及しておらず、今後実務において、議論を要する問題として捉えることは避けられないであろう。

中国「映画産業促進法」⁽⁵⁹⁾によれば、映画とは、「視聴覚技術と芸術手段を用いて撮影し、フィルムまたは音声のない連続画面で構成され、国の規定に適合した技術基準、映画館などの固定上映場所または流動上映装置で公開された著作物」⁽⁶⁰⁾である。また、「映画の公開上映許可証を取得していない映画は、発行、上映してはならない。インターネット、電信ネットワーク、ラジオテレビネットワークなどの情報ネットワークを通じて伝播してはならない、録音録画製品として制作してはならない」と定められているが、公開上映許可証の取得が必要ないネット映画は映画産業促進法に定める「映画」に含まれていない。また、「テレビドラマ」に関する定義も、中国ラジオ・テレビ総局からテレビ局に交付された、ドラマの発行に関する関連管理規定資料に見出されるが、法律的な規定や構成要件など、いまだに明確でない状態である。今後実務において、スモール映画、ネット映画、ネットドラマ、ネットショット動画等視聴覚著作物に対し、新法17条の「映画著作物、テレビドラマ著作物」の適用可否を判断する際、その定義に関して、行政管理の標準と(法に依る)著作物類型の区分標準が統一されていないのに、行政機関から公布された管理標準によって判断するのは、問題を起こすことになるであろう⁽⁶¹⁾。また、これらの視聴覚著作物に対し、その表現の方法や製作の水準等、伝統的な映画やドラマなどに実質的な差がほとんどないので、「その他の視聴覚著作物」に含めると、先に分析したように、「映画著作物、テレビドラマ著作物」と異なる著作権の権利帰属ルールが適用されることになってしまい、不合理ではないかと思われる。

4. 放送事業者の権利

放送事業者の権利⁽⁶²⁾の客体に関する議論は、1998年、WIPO著作権等常設委員会により議論が開始されて以来⁽⁶³⁾、現在も未解決のまま続行している。2010年改正著作権法は、ローマ公約とTRIPs条約と一致するよう、放送事業者権利の客体は「ラジオ、テレビ」と規定されたが⁽⁶⁴⁾、ラジオ・テレビ信号であるか、

(57) 中華人民共和国著作権法(2020年改正)第17条。

(58) 著作権法(改正案第二稿)の解釈によれば、「製作者」とは、(映画著作物等)製作を行った且つ責任を負う主体である。

(59) 中華人民共和国電影産業促進法。2016年11月7日、中国第十二回全国人民代表大会常務委員会第24次会議により可決され、2017年3月1日より施行。

(60) 中国電影産業促進法第2条。

(61) 王遷「体育賽事現場直播画面著作權保護若干問題：評“鳳凰網賽事轉播案”再審判決」，知識產權，2020(11)，第30—49頁。

(62) 中国語で“廣播組織權”と言う。

(63) WIPO著作権等常設委員会(SCCR)とは、著作権及び著作隣接権にかかる事項を検討するために1998年に設立されたものであり、概ね年2回の頻度で開催されている。1998年11月に開催された第1回著作権等常設委員会において、放送事業者の権利について初めてWIPOの場での正式な検討が行われた。

(64) 中華人民共和国著作権法(2010年改正)第45条。

またはラジオ・テレビ番組であるかは決着していなかった。今回、中国において「著作権法改正(草案)」の段階においても、その権利に関する改正が何度も行われたことによって、再び注目を集めた。⁽⁶⁵⁾最終的には、全人大常務委員会により可決された著作権法(改正)では、放送事業者の権利の客体は“信号”であることを決めた上に、放送事業者の権利の内容も拡大され、以下のように定められた。

旧	新
第四十五条 ラジオ局・テレビ局は、その許諾を受けていない次の各号に掲げる行為の禁止権を有する。 (一) それが放送したラジオ・テレビ番組を中継すること (二) それが放送したラジオ・テレビ番組を音楽、映像の媒体上に録音録画すること、及び当該録音映像媒体を複製すること 前項に定める権利の保護期間は50年とし、当該ラジオ・テレビ番組が最初に放送された日から起算して50年が経過した年の12月31日までとする。	第四十七条 ラジオ局、テレビ局は、その許諾を受けていない次の各号に掲げる行為を禁止する権利を有する。 (一) それが放送したラジオ、テレビ番組を有線又は無線で中継すること (二) それが放送したラジオ、テレビ番組を録音・録画、複製すること (三) それが放送したラジオ、テレビ番組を、情報ネットワークを通じて公衆に送信すること ラジオ局、テレビ局が前項に定める権利を行使するときは、他人による著作権又は著作隣接権の行使に影響を与えたり、それを制限したり侵害したりしてはならない。 本条第一項に定める権利の保護期間は50年とし、当該ラジオ、テレビ番組が最初に放送された日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。

しかし、放送事業者の権利の客体及び権利範囲等に関する議論は、著作権法の改正・決定に伴っても収束していない。多数説は、権利の客体が“番組”であることを認識していた⁽⁶⁶⁾。著作権法の改正作業の段階にも、放送事業者協会は、「放送事業者は、番組や放送

等の過程において、知的な労働力を払ったため、該当番組の(組織的な)権利を有すべきだ」と主張した⁽⁶⁷⁾。これに対し、“信号”説の一部の学者たちは反対し、信号を権利の客体に設定することこそ、放送事業者の権利を保護することができる上に、法理論上で混乱や権利帰属と権利付与システムの乖離を招く恐れがなくなる等の理由を挙げた⁽⁶⁸⁾。実は、法律に関する改正の議論や学者間の議論から見れば、表面上は“信号”説と“番組”説との争いと見えるのだが、本質的には、放送事業者の権利とは、創作を保護することか投資を保護することか、または、保護の根拠は番組を制作することか番組の送信をすることか、という両者の議論検討が為されたのである⁽⁶⁹⁾。

第三回(著作権法)改正法の内容から見れば、放送事業者権利の客体はラジオ、テレビであることを明確にしたが、内容上は「番組」によって仕組まれており、“信号説”を否定していることがわかる。両説の論争はまだ続いているが⁽⁷⁰⁾、中国における放送業者権利の制度の整備は、国際立法の進展により、一歩前進したとも言える。「WIPO 放送事業者に関する条約」においては、放送事業者の国際保護を強化し、情報通信技術の進展により放送事業者に対する保護問題に直面する壁を乗り越え、番組の信号の違法な使用行為を禁ずるという方向性が明確であるが⁽⁷¹⁾、“信号を基本的な方法にする”という括りが、各国の代表団からさまざまな思惑があり、条約の可決はまだ見えていない状態である。これに対し、今回の中国著作権法の改正にあたっては、立法機関がネット技術の進歩発展に適応し、放送事業者の権利を適当に拡張するという意見を受け入れたことが伺える。しかし、この問題をめぐる議論が多すぎて、特に、放送事業者は送信者として、その権利を情報ネットワーク送信権まで拡張すれば、その情報ネットワーク送信権、と、送信された著作物の著作権者、録音・録画製作者等主体の情報ネットワーク送信権との関係について、どう処理をすればよいのかという問題点等、関連産業界からの疑問が少なくな

(65) 「著作権法改正案(草案一次審議稿)」において、第45条で、放送事業者の権利の客体は“信号”であることを明確にしていた。しかし、「著作権法改正案(草案二次審議稿)」では、その47条で、放送事業者の権利の客体は“番組”であること更新した。最後に、2020年11月、第十三回全国人民代表大会常務委員会第23次会议により可決された「著作権法(改正)」では、放送事業者の権利の客体は“信号”であると決定した上に、放送事業者に対し、ラジオ、テレビ番組を有線又は無線で中継する権利、録音・録画、複製する権利、情報ネットワークを通じて公衆に送信する権利を付与した。即ち、(中国では)中継権、録音録画・複製権、情報ネットワーク送信権という。

(66) 鄭成思「版權法」, 中国人民大学出版社, 2009年, 第67-69頁。

(67) 姚嵐秋「著作権法修正案(草案二次審議稿)第47条修改問題辯析」, ウェイチャット公衆号「知産力」, 2020年10月14日。

(68) 王遷「廣播組織權的客体: 兼析“以信号為基礎的方法”」, 法學, 2017(1), 第100-122頁。

(69) 陳紹玲, 梁修媛「廣播組織權客体辯析」, 南都學壇, 2021(3), 第69-75頁。

(70) 劉雲開「廣播組織權客体之再辯析——兼評我國新著作權法第47條」, 電子知識產權, 2020(11), 第13-28頁。

(71) See SCCR/39/4, page3.

い⁽⁷²⁾。著作権者、録音・録画製作者及びライセンスされたネットプラットフォーム等の主体に対し、その著作物や録画製品が一旦放送されると、放送事業者によってコントロールされる恐れがあるという懸念に應えるために、立法者は妥協案を取り、放送事業者の権利を拡張すると同時に、「ラジオ局、テレビ局が前項に定める権利を行使するときは、他人による著作権又は著作権隣接権の行使に影響を与えたり、それを制限したり侵害したりしてはならない」と定めた⁽⁷³⁾。しかし、この規定は、ネット上の環境の下で、著作権者、録音録画製作者等の主体と放送事業者の間に、その権利と義務が如何に調和するかという問題に係わるので⁽⁷⁴⁾、現段階ではまだ不明確な点が残っている⁽⁷⁵⁾。今後更に議論を重ね、明確にする必要があろう。

5. その他の議論の焦点

(1) 共同著作物の認定及び著作権者の権利行使

著作権法 2010 年改正の際、「二人以上の者が共同で創作した著作物の著作権は、共同著作者によって共有される」⁽⁷⁶⁾とし、分割して使用できる共同著作物について、特別規定が設けられた⁽⁷⁷⁾。即ち、著作権全体に影響しない前提で、著作者は各自の創作部分に対して単独で著作権を享有できる一方、分割して使用できない共同著作物の著作権の権利行使ルールは、著作権法実施条例に定められている⁽⁷⁸⁾。著作権法 2020 年改正法は、共同著作物について著作権法実施条例の中に、分割して使用できない共同著作物の著作権の権利行使に関する規定や言葉遣い等を吸収し、「共同で創作した著作物の著作権は、共同著作者が協議をして合意の上で行使される」⁽⁷⁹⁾と決着した。この点の改正には、

現在の中国における共同著作物の認定⁽⁸⁰⁾や保護に関する困難を解消することがなく⁽⁸¹⁾、むしろ、共同著作者の権利行使に関する不便さを強化した面もあるという批判も現れた⁽⁸²⁾。例えば、①相続、譲渡の場合に、ある非共同著作者が、共同著作権を行使する場合、直接適用する法律根拠が乏しい⁽⁸³⁾、②共同著作権者が権利を濫用し、悪意を持って著作権をライセンス行為の場合、他の共同著作権者に対し、その救済措置の保障ができるかどうか⁽⁸⁴⁾、③改正「著作権」により、単独で著作権を行使する場合には、「協議をし、合意する上に」が前提条件となっているが、現実的にうまく運営できるかどうか⁽⁸⁵⁾、等の問題について、解決できる手段がまだ見出されていない。

(2) 著作物法定類型におけるキャッチオール条項について

著作物の客体について、著作権法(2010 年改正)第 3 条は列挙する方法で、9 種類の著作物の客体を並べていたが、「法律、行政法規に規定されるその他の著作物」と定める第 9 項がある。中国では、「兜底」条項と言われ、所謂キャッチオール条項と位置付けられている。現行の法律や行政法規等、「その他の著作物」及び類型について規定が無く、学界や裁判所の一般的な見解として、そのキャッチオール条項によって中国著作権客体法定原則が確定され⁽⁸⁶⁾、裁判所は判決を通して新たな著作物類型を創設することはできないと認定していた⁽⁸⁷⁾。最近、いくつかの判決⁽⁸⁸⁾⁽⁸⁹⁾が直接著作権法実施条例に規定された、「文学、美術及び科学分野において、独創性を有し、かつ、一定の形式で複製可能な知的成果」⁽⁹⁰⁾という著作物の定義を引用し、著作

(72) 管育鷹「我国著作権法中广播組織權內容的綜合解讀」, 知識產權, 2021(9), 第 2 - 16 頁。

(73) 張偉君「論著作權法第三次修改後“転播權”內涵的變化」, 知識產權, 2021(3), 第 27 - 33 頁。

(74) 曹新民, 叶霖「網絡環境下广播組織權中的転播權探析」, 知識產權, 2017(11), 第 31 - 37 頁。

(75) 翟真「新修訂的著作權法对傳媒行業的影響解析」, 中国記者, 2021(6), 第 71 - 88 頁。

(76) 中華人民共和國著作權法(2010 年改正)第 13 条第 1 項。

(77) 中華人民共和國著作權法(2010 年改正)第 13 条第 2 項。

(78) 中華人民共和國著作權法實施條例(2013 年改正)第 9 条。

(79) 中華人民共和國著作權法(2020 年改正)第 14 条第 2 項。

(80) 「王亜冠, 王小亜和王小英与安徽音像出版社, 深圳南山書城侵害著作權糾紛民事判決書」(2009)深中法民三終字第 86 号。

(81) 王遷「对著作權法修正案(草案)(二次審議稿)的四点意見」, 知識產權, 2020(9), 第 31 - 46 頁。

(82) 張媛媛「論共同作品類型之修正」, 電子知識產權, 2021(7), 第 72 - 83 頁。

(83) 「齊良正, 齊良木等与江蘇文芸出版社侵害著作權糾紛」案, 「最高人民法院公報」, 2012 年第 9 期, 第 45 - 48 頁による。

(84) 歐陽福生「共有著作權行使規則之檢討与完善——兼評新著作權法第 14 条之規定」, 電子知識產權, 2021(6), 第 70 - 79 頁。

(85) 「吳思欣等与上海書画出版社侵害著作權財產糾紛」案, 「最高人民法院公報」, 2010 年第 6 期, 第 18 頁による。

(86) 孫山「新類型作品著作權保護的現實選取——著作權法第三條中“其他作品”的解釋適用」, 電子知識產權, 2020(7), 第 16 - 22 頁。

(87) 陳錦川「法院可以創設新類型作品嗎?」, 中国版權, 2018(3), 第 26 頁。

(88) 「北京中科恒業中自技術有限公司等与北京中科水景科技有限公司侵害著作權糾紛一審民事判決書」(2016)京 0108 民初 15322 号。

(89) 「広州市頤卓企業管理諮詢有限公司与広州市金卓企業管理諮詢有限公司著作權權屬, 侵權糾紛, 商業賄賂不正当競争糾紛一審民事判決書」(2019)粵 0106 民初 41447 号。

(90) 中華人民共和國著作權法實施條例第 2 条。

権法(2010年改正)第3条キャッチオール条項の類型に認定されたことで、大きな反響を呼んだ⁽⁹¹⁾。理論的に、裁判所が新しい著作物類型を認定することの可否、或いは著作権法が著作物法定類型主義を採ることの可否に関する注目や論争を集めている⁽⁹²⁾。

今回の改正により、第3条におけるキャッチオール条項は、「法律、行政法規に規定されるその他の著作物」から、「著作物の特徴に合ったその他の知的成果」へと変わり、キャッチオール条項が“緩和化”或いは“オープン化”される傾向が強く見られる⁽⁹³⁾。所謂、著作権法において、「著作物類型法定」から「著作物類型開放」への移行と言われる⁽⁹⁴⁾。今後、新たな著作物類型の認定に直面する場合、「法律、行政法規に規定される」を前提条件とせずに、著作物の特徴に符合するかどうかを判断することになる。これに対し、著作物類型法定主義者は、キャッチオール条項のオープン化或いは不適切な拡張解釈により、濫用される恐れがあるという懸念を論ずる⁽⁹⁵⁾。

おわりに

ここ数年来、中国の著作権産業の国民経済における比重は徐々に高まり、全体規模は徐々に拡大している。著作権産業の発展の多くの要素の中で、著作権は核心の資源で、著作権法は最も重要な保障であることは、言うまでもない。新興技術の日進月歩と、それによる著作権をめぐる生態環境の変化が著作権法律関係に深刻な影響を与えている⁽⁹⁶⁾。つまり、著作権侵害が氾濫し、著作権保護は未曾有の衝撃に直面している。著作権法(2010年改正)は著作権保護において既に力不足になっており、一部の内容は急速な発展の現状に遅れていて、現実には一部の問題は著作権法から適用可能な根拠を見つけるのが難しい。2012年から著作権法の改正作業が開始され、2020年に終了し、2021年6月に実施されるようになった。前の二回の改正に比べて、今回の改正は国際条約の加入に基づくものでもな

いし、国際社会からの圧力によるでもない、本土の国情に立脚する主動的な改正であると言われる⁽⁹⁷⁾。

著作権保護の立場をより強く顕在化させたことが、今回の改正の大きな特徴とも言える。改正著作権法は、新しい時代の下で、産業発達と共に、法に依る保障をするために、制度上の設定において、多くの改正方法が揃えられている。即ち、著作権者の権利を拡大し、著作権集団管理体制を充実させ、著作権の行使を確認しやすくした一方、ますます激しくなる著作権侵害現象を抑制するために、侵害コストを増やし、懲罰的損害賠償メカニズムを導入し、その他関連保護制度を充実させたことにより、著作権者が著作物から利益を得ることができることを確保し、著作権者の創作意欲を激励し、著作権産業の持続可能な発展を促進することを目的とする。改正著作権法は、中国での著作権という私権理念を強化することにより、著作権保護の強化を通して、著作権産業の促進と「文化強国」へ向けていくことに、制度上で積極的な意義を有すると思われるが⁽⁹⁸⁾、尽されていない議論や問題点⁽⁹⁹⁾について、改正著作権法の効果的な実施を確保するため、「著作権法实施条例」及び関連法規の改正が迫られている。そして、著作権司法裁判の経験を総括し、判例検討と判例指導を強化し、改正著作権法の正確な理解と適用を確保する必要があると考えられる。

(91) 万勇「功能主義解釈論視野下の“電影作品”——兼評鳳凰網案二審判決」, 現代法学, 2018(5), 第95—104頁。

(92) 李琛「論作品類型化的法律意義」, 知識産権, 2018(8), 第3—7頁。

(93) 胡自源「回歸本質：論作品類型法定的緩和主義」, 版權管理與立法保護, 2021(4), 第117—121頁。

(94) 劉勝紅「新《著作権法》実施的意義與相關內容解說」, 出版參考, 2021(5), 第5—9頁。

(95) 王清「誦法筆記：新修正《著作権法》的兩個思考，一個建議」, 出版科学, 2021(1), 第21—29頁。

(96) 關敬俠「从視覚中国“黒洞照片門”事件看我国图片版權保護問題」, 傳媒：：MEDIA, 2021(9)上, 第78—80頁。

(97) 吳漢東「著作権法第三次修改的背景、体例和重点」, 法商研究, 2012(4), 第3—7頁。

(98) 劉春田「中国著作権法三十年(1990—2020)」, 知識産権, 2021(3), 第3—26頁。

(99) 王遷「著作権法修正与国際条約和協定」, 電子知識産権, 2020(11), 第4—12頁。王遷氏は、改正案は、国際条約や協定等と、符合していない点が4つあると指摘した。